

住宅地における店舗等立地支援事業 審査会設置要綱

令和6年5月21日 都市局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、住宅地における店舗等立地支援事業 補助金交付要綱第8条の規定に基づき市長が設置する審査会について、審査を行う委員及び会議の運営その他に関して必要な事項を定める。

(委員)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 神戸市都市局都市計画課長
- (2) 神戸市都市局都市づくり課長
- (3) 神戸市建築住宅局政策課長（企画担当）

(会議の運営)

第3条 会議は、委員の過半の出席をもって成立するものとする。ただし、委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。

- 2 委員が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員は、自己の利害に関係する審査に参加することはできない。

(召集)

第4条 会議は、交付申請書が提出された後、速やかに、都市局都市づくり課長が召集する。

(事務局)

第5条 審査会の事務は、都市局都市づくり課で行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査を行う委員及び会議の運営に関して必要な事項は、都市局都市づくり課長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。